

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する規則及び茅ヶ崎市職員通勤手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 4 1 号

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する規則及び茅ヶ崎市職員通勤手当規則の一部を改正する規則

(茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 1 条 茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年茅ヶ崎市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条中「、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 1 5 分以上である勤務日がある非常勤職員であって」を削る。

第 2 0 条第 1 項中「請求」の次に「、同条第 2 項の規定による申出（第 3 項において「第 2 項申出」という。）及び同条第 3 項の規定による変更（第 3 項において「第 3 項変更」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 任命権者は、第 2 項申出時に予測することができなかった事案が生じたことにより第 3 項変更をしなければ条例第 3 1 条に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第 3 項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第 2 2 条から第 2 4 条までの規定（見出しを含む。）中「第 3 0 条第 1 項」を「第 3 4 条第 1 項」に改める。

第 2 5 条（見出しを含む。）中「第 3 1 条第 3 号」を「第 3 5 条第 3 号」に改める。

(茅ヶ崎市職員通勤手当規則の一部改正)

第 2 条 茅ヶ崎市職員通勤手当規則（平成 2 8 年茅ヶ崎市規則第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項第 1 号中「第 2 8 の 6 第 1 項」を「第 2 8 条の 6 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「、同法」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業（1 日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により、地方公務員法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。